

【平成31年度4月改訂版】

熊本県立黒石原支援学校いじめ防止基本方針（改訂版）

はじめに

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめの定義
- 3 組織（いじめ防止対策推進委員会）
 - （1）構成
 - （2）開催時期
 - （3）役割
- 4 いじめ防止に関わる年間計画
- 5 いじめの未然防止
 - （1）重点目標：安心・安全な学校・学級づくりのための3つのキーワード
 - （2）具体的な取組
- 6 いじめの早期発見
 - （1）兆候（サイン）
 - （2）ポイント
 - （3）早期発見のための取組
- 7 いじめ問題への対応
 - （1）いじめの程度と態様
 - （2）対処の基本
 - （3）対応の流れ
- 8 重大事態への対応
 - （1）重大事態とは
 - （2）具体的な対応について
 - （3）再発防止に向けた取組
- 9 基本方針の見直しと公表
 - （1）基本方針の見直しの検討
 - （2）基本方針策定状況の公表

熊本県立黒石原支援学校いじめ防止基本方針

熊本県立黒石原支援学校

はじめに

「共に生きる 愛と共感の教育」の基本理念のもと、本校は、児童生徒の病気、障がいの状況、特性に応じた指導・支援を通して、一人一人の能力を最大限に伸ばすことに努めている。児童生徒一人一人に目を配り、寄り添う教育を推進している本校にとって、いじめは絶対にあってはならないことであり、決して許されるものではない。しかしながら、現実には、いじめほどの学校においても、どの子どもにも起こりうるものと認識しておく必要がある。そして、いじめの未然防止を第一の目的として、学校全体で一層の取組が求められている。

平成25年6月「いじめ防止対策推進法」が成立し、9月に施行された。そして、同年10月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、さらに同年12月には「熊本県いじめ防止基本方針」が策定された。これらを踏まえ、本校として、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「熊本県立黒石原支援学校いじめ防止基本方針」を策定した。平成27年12月には、「熊本県いじめ防止対策審議会」の答申を踏まえて県基本方針が平成28年2月に改訂された。このことを踏まえ、本校のいじめ防止基本方針を改訂した。

1 基本的な考え方

- (1) いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめ防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、積極的に学習活動に取り組むことができるよう、教職員は全力を尽くさなければならない。
- (2) すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。
- (3) 児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。
- (4) いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- (5) いじめを把握した場合、いじめられている児童生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢で、いじめの解決に向けて取り組まなければならない。
- (6) 日々の学校生活の改善、充実がいじめの未然防止につながるという意識を持ち、全職員で取り組んでいかななければならない。

2 いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」

いじめは、社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めることが必要である。

3 組織（いじめ防止対策推進委員会）

（1）構成

校長、副校長、教頭、事務長、小・中・高の各学部主事、生徒指導主事、
人権教育主任、養護教諭（2人）、学校外からの専門家 計12人

（2）開催時期

- 定例会：各学期1回開催
- 臨時会：必要に応じ随時関係者で開催

（3）役割

- 学校におけるいじめ防止の中核となり、いじめの疑いに関する情報を共有し、それらを基に組織的な対応を行う組織である。
- 各事例に対し、いじめであるかどうかの判断を行う。
 - いじめの解消に向けて司令塔の役割を果たし、学校を組織として動かす。
 - いじめ防止に向けた取組の検証を行う。

4 いじめ防止に関わる年間計画

校内マニュアルや校内体制を整備するとともに、校長を中心に危機管理意識を高く持ち、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的実施するなど、教職員の意識改革や資質の向上に努める。

月	児童生徒・保護者	職員
4月	○学部懇談会	○いじめ防止基本方針等の共通理解
5月	○面談週間（担任による二者面談、三者面談）	
6月	○心のきずなを深める月間 ・児童生徒会を中心としたいじめ	○いじめ防止対策推進委員会（定例会） ・今年度の取組の確認と全職員への周

6月	防止の啓発活動（標語・ポスター作成等） ・児童生徒による全校集会 ・授業参観・学級懇談会	知 ○職員研修の実施 ○心のきずなを深めるシンポジウム参加
7月	○校内いじめ防止に向けたアンケート実施	
9月	○面談週間（担任による二者面談、三者面談）	
10月	○授業参観、学級懇談会	
11月	○「心のアンケート」実施 ○全校集会	
12月		○いじめ防止対策推進委員会（定例会） ・取組の進捗状況の検討 ・「心のアンケート」結果の検討
2月	○面談週間（担任による二者面談、三者面談） ○授業参観、学級懇談会	○いじめ防止対策推進委員会（定例会） ・今年度の反省と次年度の取組の検討

5 いじめの未然防止

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

（1）重点目標：安心・安全な学校・学級づくりのための3つのキーワード

①居場所づくり

児童生徒が安心して学習活動ができる学級、学習集団をつくる。

②自己肯定感の高揚

あらゆる学習活動を通し、児童生徒一人一人の自己肯定感を高める。

③絆づくり

特別活動をはじめとした児童生徒の主体的な活動を通して、お互いを認め合い、支え合う人間関係づくりに取り組む。

（2）具体的な取組

①分かる授業づくり

児童生徒の分かる喜び、学ぶ楽しさを大切にし、児童生徒が主体的に学習できる授業づくりに努める。

②児童生徒の主体的な活動の場づくり

児童生徒が気軽に相談できる児童生徒主体の委員会等を設置するなど、児童生徒が相互にサポートし合う仕組みづくりに努める。学級活動、児童生徒会活動、そして学校行事において児童生徒の意見を尊重し、児童生徒が自分たちで考え、協力し、課題を解決していく主体的な活動の場を設ける。

③感動体験づくり

児童生徒一人一人の特性に応じ、責任ある役割分担をすることで、何かを成し遂げたことによる感動体験を得られるように配慮する。

④交流活動の推進

異年齢、異なる教育課程間での合同授業、居住地校等との交流を推進する。

⑤情報モラル教育の充実

「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の周知を積極的に行うとともに、「5か条」を活用した学校、家庭及び地域での話し合いやルールづくりを行い、携帯電話、インターネット等の情報モラルを充実させ、ネット上のトラブルを防ぐ。(ケータイ安全教室の実施、本校独自の使用5か条の徹底、県生徒指導部会、学警連生徒指導部会、特生連生徒指導部会等の情報の伝達)

⑥いじめを許さない学校づくりを保護者、地域と連携して積極的に進める。

⑦法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事にする心を育てる教育の充実を図るため、県警察、地方法務局、弁護士会等と連携する。

⑧学校に派遣されているスクールカウンセラー等を活用する。

⑨教職員は児童生徒と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていく。

6 いじめの早期発見

(1) 兆候(サイン)

日常の学校生活において、児童生徒が発する小さなサイン(表情、つぶやき、しぐさ、行動等)を見逃さないことが教師に求められる。従って、児童生徒の日常観察が重要となる。

* 学校生活での兆候(サイン)の例を次に示す。

■登校

- ・遅刻や欠席が増える。
- ・朝の挨拶をしなくなる、声が小さくなる。
- ・登校の時間帯が変わる。
- ・友達と登校していたのが、一人で登校するようになる。

■朝の会・ショートホームルーム

- ・提出物忘れが多くなる。
- ・朝から表情が暗い。
- ・朝から体調不良を訴える。
- ・担任と視線を合わせない。

■授業中

- ・授業に集中しなくなる。ぼんやりとしている。
- ・保健室、トイレに日頃より多く行くようになる。
- ・本人の発言に対して、周囲の児童生徒が冷やかしたり、ざわついたりする。
- ・他の児童生徒から発言を強要される。
- ・机、教科書、ノートに落書きが多い。
- ・球技の際にパスされなかったり、逆にパスが集中したりする。

■休憩時間・給食時間

- ・一人で過ごしていることが多い。給食も一人で食べている。
- ・友達とふざけ合っているけど表情が堅い。
- ・集団を避けるようになる。

■帰りの会・ショートホームルーム、放課後

- ・日直になっても学級日誌をあまり書かなくなる。
- ・紛失物が多い。
- ・あわてて帰宅するか、いつまでも学校に残っている。
- ・用事はないが教師に近づいてくる、又は職員室に来る。

(2) ポイント

- ①児童生徒の小さな変化に気づくこと
- ②気づいた情報を職員間で共有すること
- ③情報に基づき速やかに対応すること

(3) 早期発見のための取組

①日常生活の観察

児童生徒が発する小さなサイン（表情、つぶやき、しぐさ、行動等）を見逃さない。

②複数での関わり

一人の児童生徒に担任、副担任以外の多くの職員も日頃から声を掛け、話をする
ことで、その児童生徒の変化を把握する。

③全校交流集会

児童生徒会執行部が中心となり、いじめ防止に向け、標語を募集し、いじめ根絶
の呼びかけを行う。

④担任面談

学期ごとに面談週間を設け、児童生徒の内面の変化を把握する。その他、児童生
徒の状況の変化に応じ、随時面談を実施する。

⑤各学部のアンケート

各学部の実態に応じた「いじめ防止アンケート」を7月に実施し、前期の実態把
握をする。

⑥心のアンケート

毎年11月に実施する「心のアンケート」によって把握する。いじめが認知されなかった場合でも、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し検証を仰ぐ。

⑦保護者との連絡

毎日の連絡ノート等を通して、通学生の保護者との連携を密に行い、家庭での様子を把握する。

⑧熊本再春医療センター病棟との連携

日々の情報共有に加え、定期的な病棟と学校との連絡会を実施し、病棟生の生活状況を把握する。

⑨相談窓口の周知

7 いじめ問題への対応

(1) いじめの程度と態様

今回の事案がいじめに該当するかどうかをいじめ防止対策推進委員会で判断する。いじめと認知できない場合も、担任・副担任が継続して対象児童生徒を注意深く観察するとともに情報を集める。

いじめの程度	いじめの態様
レベル1	1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視
レベル2	数名による軽度な言葉によるからかい、仲間はずれ、ネット上の誹謗中傷など
レベル3	集団での暴力行為（蹴る、叩く、足をかける等）、ものを隠す等の行為が行われた。
レベル4	長期間、集団での暴力行為、強要、衣服を脱がせるなどの重度ないじめ
重大事態	別途記載

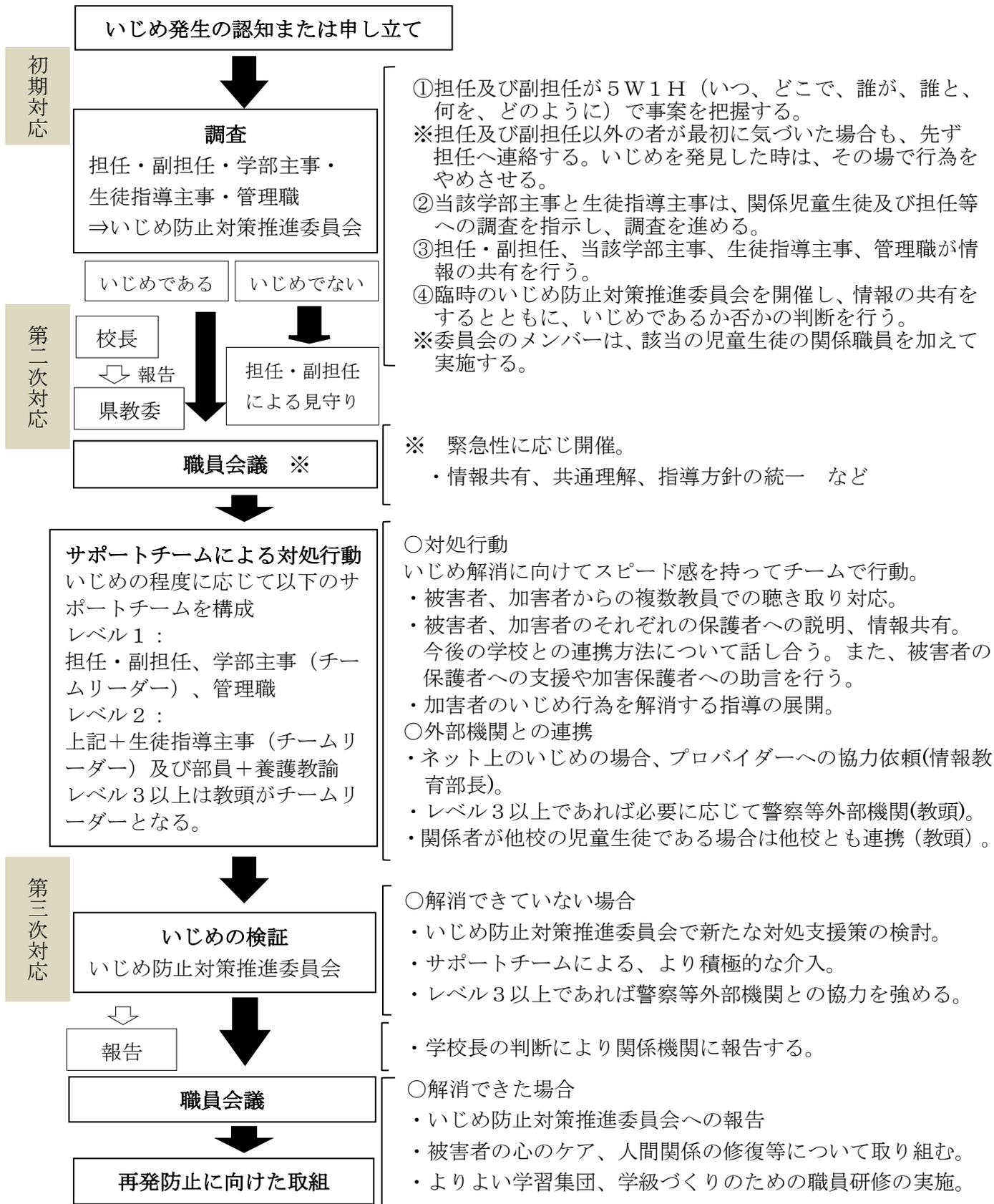
○対応方針

- ・被害者の人権、安全、心の安定を最優先に考え、加害者との物理的・心理的な距離を広げていく。
- ・誰が、誰に、いつまでに、何をするのかを明確にし、直ちに行うこと。また、中期、長期の行動計画を示す。
- ・被害者、加害者、関係者等からの聴き取りによって正確な事実を積み重ね、全体像を明瞭にしていく。
- ・いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアルを整備する。

(2) 対処の基本

さ：最悪の事態を想定して し：慎重に す：素早く せ：誠意をもって
そ：組織的に対応する

(3) 対応の流れ



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

第28条 (中略)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめ防止対策推進法」

重大事態とは、具体的には「児童生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」等の事態を指す。

(2) 具体的な対応について

- ① 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会を通じて知事へ事態発生について報告する。
- ② 学校(校長)は、「いじめ防止対策推進委員会」を母体とした対応組織を直ちに設置し、初動対応を行う。また、対応組織は基本調査を行い、その後基本調査の結果を受け「学校調査委員会」を設置し、詳細調査を行う。「学校調査委員会」は、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とするとともに、委員長を外部の専門家が務める。これらの委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、これらの調査は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。
 - ・いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取る。
 - ・いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、それを踏まえて調査を行う。
 - ・児童生徒、職員等にアンケートやヒアリング等の調査を行う。その際、調査の趣旨を調査対象の児童生徒や保護者に事前に説明するものとする。また、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒が絶対に不利益を被ることがないように最大限配慮する。
 - ・特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
 - ・調査結果は、県教育委員会を通じて知事に報告する。また、いじめを受けた児童生徒・保護者に対しては、事実関係その他の必要な情報を、関係者の個人情報に配慮しつつ、適時・適切に提供する。

(3) 再発防止に向けた取組

関係機関と連携して事案の整理を行うとともに、その結果をもとにいじめ防止対策推進委員会が中心となり対応策を検討し、未然防止につなげる。

9 基本方針の見直しと公表

(1) 基本方針の見直しの検討

いじめ防止対策推進委員会でこの基本方針が適切に機能しているかどうか定期的に点検を行い、見直し必要に応じて改訂を行うものとする。

(2) 基本方針策定状況の公表

本校ホームページを通じてこの基本方針の策定状況を公表する。

付則

この基本方針は、平成26年3月に策定した。

一部改訂（平成28年11月）

一部改訂（平成31年4月）